

社会福祉法人 明和会 たまんなゆうゆう

地域密着型通所介護重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 明和会
代表者名	理事長 門原淳一
所在地・連絡先	(住所) 〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦1371番地1 (電話) 0959-75-6023 (FAX) 0959-75-6024

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	たまんな ゆうゆう(通所介護事業所)
所在地・連絡先	(住所) 〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦1371番地1 (電話) 0959-75-6023 (FAX) 0959-75-6024
事業所番号	4271600449
管理者の氏名	門原淳一
利用定員	15名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤	非常勤	合計	職務の内容
管理者	兼務1名		1名	事業の管理
生活相談員	1名		1名	相談援助等
介護職員	1名	1名	2名	介護業務
看護職員	2名			健康保持・介護予防業務
機能訓練指導員	2名			機能回復訓練、及び指導

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)	変形週休2日
生活相談員	正規の勤務時間帯(7:30~16:30) 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)	変形週休2日

介護職員	正規の勤務時間帯(7:30~16:30) 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)	変形週休2日
看護職員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00) 正規の勤務時間帯(9:00~16:00)	交代勤務
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00) 正規の勤務時間帯(9:00~16:00)	変形週休2日
介護補助員	正規の勤務時間帯(13:30~16:30) (13:00~17:00)	変形週休3日

(4)事業の実施地域

事業の実施地域	五島市内	※ 送迎可能地区に限る。
---------	------	--------------

5)サービスの提供日及び時間

サービス提供日	月曜日 ~ 金曜日 (土・日曜日は休み)
年末年始の休日	12月31日~1月3日
サービス提供時間	9:00 ~ 16:00

(台風、積雪、道路の通行止めなどにより臨時に休業することがあります。)

(6)設備の概要

大ホール	機能訓練 食堂 レクリエーションなど多目的に使用
休憩室	静養室・休憩室として使用
浴室	一般浴室・特殊浴槽があります
トイレ	男性(洋式) 女性(洋式・和式)
送迎車	リフト車(車椅子1台)・リフト車(車椅子1台)・乗用車1台 計3台

3、サービス内容

- ① 送 迎 ご自宅とセンター間の送迎を行います。片道のみのご利用も可能です。
※ 状況に応じてベッドあるいはご自宅の近くまでの送迎となります。
- ② 食 事 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。
- ③ 入 浴 ご利用者の状態に合わせ、一般浴、個別浴、特浴等ご利用いただけます。
- ④ 機能訓練 機能訓練士(機能訓練指導員)がご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 介護相談 日常生活のさまざまな悩みや、介護サービス等何でもご相談ください。
- ⑥ 介護予防 要介護状態にならないように心身機能の維持、向上を目的とした計画を作成し、利用者の皆様が在宅で安心して生活できるように援助していきます。

4、たまんな ゆうゆうデイサービスセンターの特徴

- ① 職員による他動運動の介助、マッサージなどに努める。
- ② 介護予防を目的とし積極的に運動を取り入れ、心身機能の維持、向上に努める。
- ③ 季節地域性を取り入れた各種イベント、趣味活動、レクリエーション等を展開する。

5、利用料金 基本料金・加算料金・食材料金の合計が1日あたりの自己負担金となります。
(介護度及び加算サービスの利用内容により変化が有ります。)

(1) 基本料金(7時間～8時間)

要介護度	1日あたりの自己負担額
要支援1	1,798 円(月額)
要支援2	3,621 円(月額)
要介護1	753 円
要介護2	890 円
要介護3	1,032 円
要介護4	1,172 円
要介護5	1,312 円

総合事業

通所介護	週 1 回/1,798 円/月
	週 2 回/3,621 円/月
通所型サービス A	1回/285 円 / 週 2 回可

(2) 加算料金

入浴介助加算(I)	40 円/回
通所介護サービス提供体制加算 I	22 円/回
通所型独自サービス提供体制加算 I	88 円、176 円/月
科学的介護推進体制加算	40 円/月
栄養アセスメント加算	50 円/月
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 9.2%

(3) 自費料金

食費	450 円	その他の費用	日常生活において通常必要となる費用は実費とします。
----	-------	--------	---------------------------

6、利用料金支払方法原則として金融機関よりの引き落としをお願いいたします。

- ① 毎回支払いが困難な方あるいは家族からの要望があれば、ご相談ください。
- ② その他のお支払方法をご希望の方はご相談ください。
- ③ 毎月1ヶ月ご利用分の領収書を発行いたします。

7、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは介護支援専門員(ケアマネージャー)あるいは在宅支援センターへ連絡するか、当施設へお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

通所介護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)を通じ早めにご連絡ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

○お客様が介護福祉施設等に入所された場合

○介護保険でサービスを受けていたお客様の要介護認定が非該当と認定された場合

(3) 利用日の急な中止及び変更

お客様の体調不良あるいは都合により、利用が困難になった場合は施設へ電話等でご連絡ください。サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員を超過する日には振り替えることが出来ませんのでご了承ください。

8、緊急時の対応及び健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡、医療機関への受診を行う等の必要な措置を講じます。

*37.5℃以上の発熱がある場合は利用をお断りさせていただきます。

9、事故発生時の対応及び訓練

- (1) サービス提供時に事故が発生した場合、速やかにご家族、関連機関に連絡し必要に応じ適切な措置を講じます。
- (2) 利用時間内の利用者本人の体調変化等生じた場合、看護師への連絡オンコールにて対応します。
- (3) 消防署等と連携し防災訓練等を行います。

10、個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の使用目的を明確にいたします。(担当者会議・ケア会議・医療機関等)
- (2) 利用者及びその家族代表者の個人情報について必要最小限の範囲内での使用を行います。
- (3) 使用する職員の範囲を取り決めます。(介護支援専門員・サービス提供又は相談援助等を担当する職員)
- (4) 使用する期間を定めます。(通所介護サービスの契約が終了するまでの期間)
- (5) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録に残し保管をします。

11、その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、お客様は解約を連絡する事によって即座にサービスを終了することができます。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネージャー) とご相談ください。

12、サービス内容に関する相談・苦情担当

☆ 苦情相談窓口 ☆	
電話番号	0 9 5 9 - 7 5 - 6 0 2 3
FAX 番号	0 9 5 9 - 7 5 - 6 0 2 4
(相談・苦情処理担当) 門原 淳一 (窓口) 生活相談員	
☆ 苦情解決の処理手順 ☆	
苦情の受付→苦情受付の確認・報告→苦情解決のための話し合い→	
(解決が困難な場合)「運営適正委員会」及び「国民健康保険団体連合会」の紹介	

[説明確認欄] 令和 6 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、本書面に基づき重要な事項の説明を受けました。

令和 6 年 6 月 1 日 変更